



樞密院會議筆記

- 一 統監府警視警部、任用及分限ニ關スル件(修正)
- 一 統監府警察官署職員ノ官等等級ニ關スル件
- 一 統監府警察官署職員タル韓國人ノ任用分限及給與ニ關スル件
- 一 統監府警務總長及警務部長ノ發スル命令ニ關スル件
- 一 高務官特別任用令

明治四十三年六月二十九日午前十時四十五分  
開議

聖上臨御不被爲在

出席員

議長

山縣議長

副議長

東久世副議長

大臣

桂 總理大臣 七番

寺内陸軍大臣 八番

小村外務大臣 九番

後藤遞信大臣 十三番

顧問官

樺山顧問官 十六番

福岡顧問官 十八番

芳川顧問官 十九番

細川顧問官 二十番

河瀬顧問官 廿一番

中年田顧問官 廿二番

杉 顧問官 廿六番

蜂須賀顧問官 廿七番

高島顧問官 廿八番

伊東顧問官 廿九番

金子顧問官 卅二番

南部顧問官 卅五番

加藤顧問官 卅六番

青木顧問官 卅七番

牧野顧問官 四十番

委員

石井外務次官

安廣法制局長官

江木拓殖局書記官

報告員

河邨書記官長

書記官

柴田書記官

清水書記官

入江書記官

議長(山縣)

只今ヨリ會議ヲ開リ其ノ前日韓覺書ニ付總理大臣ノ報告アリ

七番(桂)

只今議長ヨリ御宣告ノ通り我政府ト

韓國政府トノ間ニ覺書ヲ交換セリ其ノ寫ハ

御手元ニアリ御承知ノ事ト信ス此ノ如キ内

容ヲ以テ右覺書ヲ交換シタリ既ニ御承知ノ

如ク韓國ニ於ケル警察ハ從來甚夕複雑ニシ

テ一方ニ於テハ韓國ノ警察アリ他方ニ於テ

ハ帝國ノ憲兵ト警察トアリテ指揮ノ統一上

不便ヲ感スルコト尠カラス依テ警察ノ統  
 ヲ我カ權力内ニ收ムルハ兼テヨリ其ノ必  
 ヲ感シタリシカ今回協議ノ結果覺書ヲ交換  
 シ警察ノ統一ト事務ノ畫一ヲ計リシ次第十  
 リ覺書ノ内容ハ御手元ニアル通ナレハ敢テ  
 説明ヲ要セサルヘシ此段謹テ報告ス  
 議長(山縣)之ヨリ統監府警視警部ノ任用及分  
 限ニ關スル件ニ付會議ヲ開ク本件ニ付キ書  
 記官長ノ修正意見アルヲ以テ之ヲ議題トシ  
 テ第一讀會ヲ開ク朗讀ハ省略ス

八番(寺内) 只今議題トナリシ韓國ニ於テ採用  
 サルヘキ警務總長以下ノ任用ニ付キ覺書ノ  
 報告アリシカ猶警察機關ノ概要ニ付報告シ  
 御參考ニ供セントス從來韓國ノ警察ハ憲兵  
 カ軍事警察ハ勿論行政司法ノ警察ヲ行ヒ而  
 シテ韓國側ニ於テハ京畿道ニ警視總監アリ  
 内部ニ警保局アリ各道ノ警察ヲ指揮セリ此  
 ノ如ク種種ノ機關複雑シ爲メニ警察力頗ル  
 不完全ナリ依テ今回警務總長以下ノ憲兵ヲ  
 増シ一萬三千人トシ之ヲ十三道ニ分派セム

トス即一道平均千人ノ比ナリ由來日本内ニ在テハ一方里ニ警察官一人四分臺灣ハ人四分ナルモ韓國ハ八分ニシテ甚夕薄弱ナリ之カ爲警察力使用ニ付不便ヲ感スルコト多ク且暴徒ノ蜂起各地ニ絶ヘス軍隊ヲ以テ討伐スルモ引上クレハ直ニ再起シ地方ノ安寧ヲ保ツコト能ハス故ニ警察機關ヲ充實シ其ノ實行ヲ確實ニシ以テ地方ノ安寧ヲ保シムト欲シ其ノ主義ニヨリ統監ノ下ニ警務總長ヲ置キ全國ノ警察ヲ指揮シ各道ニ於テハ

長官其ノ道ノ警察ヲ指揮スル制度トシ一道ニ憲兵隊ヲ置キ其ノ長ヲ警察部長ヲ兼子シムルコトトセリ之レカ爲メ彼是任用ノ規定ヲ必要トセルナリ大要此ノ如シ

報告員(河邨)

審査ノ結果ヲ報告ス只今統監ヨ

リ御説明ノ通り韓國ニ於ケル警察事務ヲ統一シ且憲兵將校以下ヲシテ警察事務ヲ行ハシムルコトトナリタルニ付其ノ職員ノ任用ヲ規定セムトスルモノニシテ大體ニ於テ差支ナシト認ムルモ只今御説明ノ如リ警務總

長警務部長ハ憲兵將校ヲ以テ充ツルコト  
ナル故其ノ任用ノ規定ヲ必要トスルヲ以  
法制局ト打合ノ上修正スルコトトセルニ付  
修正通議決アラムコトヲ乞フ  
議長(山縣) 御發議無キニ付第一讀會可決ト認  
メ第二讀會ニ移ル

(柴田書記官朗讀)

勅令第 號

統監府警視ハ五年以上警察事務ニ從事シ判任  
官五級俸以上ノ職ニ在ル者ノ中ヨリ文官高等

試験委員ノ銓衡ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコト  
ヲ得

統監府警部ノ任用ニ關シテハ警部消防士特別  
任用令ヲ準用ス但シ考試委員考査ノ方法及試  
驗ノ科目ハ統監之ヲ定ム  
韓國ニ在勤スル憲兵將校ハ統監府警務總長警  
務部長又ハ警視ニ憲兵准士官下士ハ統監府警  
部ニ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ任用セラレタル者韓國ニ於  
テハ憲兵ノ勤務ナキニ至リタルトキハ當然其



ノ官ヲ免セラレタルモノトス

附則

本令ハ明治 年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十二年勅令第二百五十八號ハ之ヲ廢止

ス

本令施行ノ際現ニ韓國ノ警視警部又ハ内部警務局ノ主事ノ職ニ在ル者ハ本令施行ノ際ニ限リ特ニ警視ハ統監府警視ニ警部ハ統監府警部ニ主事ハ統監府警察官署ノ屬ニ之ヲ任用スルコトヲ得

議長(山縣)

御異議ナキニ付採決ス修正案贊成

ノ諸君ハ起立ヲ乞フ

(全會一致)

全會一致ヲ以テ可決

直ニ第三讀會ニ移ル朗讀ハ省略ス

議長(山縣)

別ニ御異議無キニ付本案可決ト認

ム

○

議長(山縣)

次ハ統監府警察官署職員ノ官等筭

級ニ關スル件外ニ件ヲ合シ第一讀會ヲ開ク